



新潟県の制度融資

新潟県新型コロナウイルス感染症対策特別融資 (新潟県セーフティネット資金・経営支援枠の拡充)

新潟県制度融資に市からの信用保証料補給・利子補給あり

■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障を生じている中小企業者等

- 融資条件
- (1) 融資限度額：5,000万円
 - (2) 資金用途：運転資金
 - (3) 融資期間：10年以内（うち据置期間3年以内）
 - (4) 融資利率：融資期間3年以内・・・年1.15%
3年超5年以内・・・年1.35%
5年超7年以内・・・年1.55%
7年超10年以内・・・年1.75%
 - (5) 信用保証：新潟県信用保証協会の保証付き
 - (6) 取扱期間：令和2年3月23日から令和3年3月31日まで

※令和2年2月28日から取扱開始となった融資ですが、3月23日から上記下線部が拡充されました。

■申込み先 市内金融機関

※融資は金融機関及び新潟県信用保証協会の審査により決定されます。
申込要件を満たしても融資が行えない場合があります。

資金内容に関するお問い合わせは新潟県創業・経営支援課へ ☎ 025-280-5240

信用保証制度に関するお問い合わせは新潟県信用保証協会 長岡支店へ ☎ 0258-35-5714

この県制度資金は、柏崎市の信用保証料補給と利子補給の対象です

新潟県新型コロナウイルス感染症対策特別融資に対する柏崎市の支援

◆利子補給：利子の一部を市から補給（補助）します。

補給利率 利率のうち1%（対象限度額1,000万円）

補給期間 融資実行日から2年間

申請方法 融資実行後に市窓口への申請が必要です。

◆信用保証料補給：信用保証に係る信用保証料を市が補給（補助）します。

補給割合 100%（限度額なし）

申請方法 融資実行前に市に補給届の提出が必要です。

信用保証料補給・利子補給に関するお問い合わせは商業観光課商業労政係へ

☎ 0257-23-5111(内線322)